

発刊に当たって

地域と学校が連携・協働して、幅広い地域住民の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を一層推進するため、平成29年3月に社会教育法が改正されました。そこでは、教育委員会による連携協力体制の整備や、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備されました。また、令和2年度から順次本格実施となる新学習指導要領では、子供たちに求められる資質・能力を社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視しており、そのためには学校が地域の実態等に応じて、様々な教育活動の実施に必要な人的・物的な体制を家庭や地域の協力を得ながら整え、地域学校協働活動を進めることが重要だとしています。そして、学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を発揮し、全体としてバランスの取れた教育が子供たちに対して行われることを目指しています。

これまで島根県は、平成17年度に開始しました、地域の教育資源である「ひと・もの・こと」を活用した「ふるさと教育推進事業」をはじめとして、地域住民が積極的に子供の教育や子育て支援に関わる環境づくりを進めてまいりました。そして、平成24年度からは、学校・家庭・地域住民の連携協力を推進するこれまでの各事業が有機的に連携する仕組みとして、学校支援・放課後支援・家庭教育支援を柱とした「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」を開始し、各市町村の取組を積極的に支援しながら社会全体の教育力の向上を図ってまいりました。その中で、多くの特色ある取組が各地域で展開され、着実にその成果がみられるようになりました。

今回の発刊に当たっては、県内9市町村から実践事例を提供していただきました。これらを是非参考にいただき、地域の実態やニーズに応じながら地域社会全体で子供たちの育てる気運が醸成され、地方創生に資する取組が今後も展開されますことを期待しています。なお、本誌の内容は島根県教育庁社会教育課ホームページ（<https://www.w.pref.shimane.lg.jp/shakaikyoiku/>）にも掲載しておりますので、あわせて御覧ください。

最後になりましたが、本誌の作成に当たりまして、多大な御理解と御協力をいただきました各市町村の関係の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和2年3月

島根県教育庁社会教育課長 畑山 経弘